

第1章 震災時の避難所について

第1章では、避難所マニュアルの目的や開設基準など、避難所の基本的な対応について説明しています。

1. 避難所運営管理マニュアルの目的

大規模かつ突発的な災害が発生した場合に、区と「**地域防災会**」、施設管理者等が連携し、避難所における多様な課題に的確に対応し、円滑に避難所運営を行うため、避難所に関する基本的事項、避難所運営組織のあり方や活動内容など、避難所運営に関して、「いつ・誰が・何を・どのように」行うべきかを記載しています。

地域防災会や区・学校職員、あるいは地域防災会同士の連絡を密にし、いざという時、運営に係わる誰もが、迅速かつ安全に避難所を開設・運営できるよう、手引き書として活用してもらうことを目的にしています。

中野区では、地域防災会の協力を得て、日ごろから避難所の開設訓練等を積み重ねていくことで、災害発生時の混乱を最小限に抑え、救援・救護活動もスムーズに行われるものと考えています。

(1) 避難所の**開設基準**

中野区地域防災計画により、以下のとおり定めています。

- ① 要収容者・救護者が多数見込まれるとき
- ② 区長が必要と認めたとき

避難所は、気象庁発表**中野区**の震度が**5強以上**のとき、危険が切迫している場合、もしくは、避難指示等が発令されたときなどに、あらかじめ指定された区職員、施設管理者、地域防災会長等が、避難所開設を必要と認めた場合は、これを区長が認めたものとみなし、各人が協力、またはそれぞれが独自に開設できることとする。

(2) 避難所について

避難所は、突然の災害により自宅で生活することが困難となった避難者が、お互いに励まし、助け合いながら、生活再建・復興に向けて、次の一步を踏み出す場となることを目的としています。

(3) 避難所の主な役割について

- ① 避難者の把握
- ② 備蓄物資・救援物資の配布、給水
- ③ 住民安否確認情報等の収集・管理及び区との連携
- ④ 介護等が必要な避難者のケア
- ⑤ 在宅避難者への物資配布や情報提供など
- ⑥ 負傷者の救護 など

ポイント

避難者多数による**受入困難**や**物資の不足**など、避難所の中で解決できないことは、地域本部(区民活動センター)を通じ、**区災害対策本部(区役所)**に**要請**します。

(4) 二次避難所（福祉避難所）について

避難所で生活することが困難な、高齢者や障害者、被災孤児、家庭での養育が困難な児童及び乳幼児親子などについて、避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと、中野区災害対策本部長（区長）が認めた場合、高齢者施設、障害者施設や児童施設等を二次避難所として開設し、対象者を二次避難所へ移送し、救援・救護活動を実施します。

ポイント

避難所運営では、避難所の生活では困難をきたす方の人数や状況を、的確に把握し地域本部へ伝えることが、避難者ケアのポイントです。

(5) 帰宅困難者への対応について

避難所では、帰宅困難者に対し食料の配布やトイレ使用、休憩場所の提供などを行います。また、近隣の**帰宅困難者一時滞在施設**の開設情報や、交通機関の運行状況に関する**情報等の提供**を行うこともあります。

○帰宅困難者は一時的な滞在です。帰宅困難者に提供するスペースは、一般の避難者とスペースを分けることで、対応が容易になります。

ポイント

- ◆自分やご家族も、外出・旅行などの際に**帰宅困難**になる場合があります。
- 助け合いの心で、帰宅困難者を受け入れてください。

(6) ペットの**同行・同伴**避難について

中野区では、震災発生時にペットを飼っていることで、**飼い主が避難をためらうことがないよう**、中野区の避難所は、以下の条件によりペットを受け入れることとしています。

また、震災発生時においても、飼主とペットが、安全に**自宅に留まる**ことができるよう、平時から「**在宅避難**」に**備える**ことを推奨しています。

【飼育をする人】

避難ペットは、飼主自身（あるいは飼主のグループなど）が、飼育・管理することとしています。

避難所には、ペットフードなどの備蓄はございません。

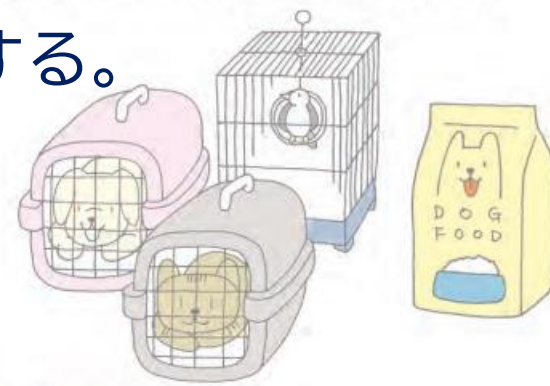
- ◆現在中野区では、避難時に飼主とペットが、同じ避難スペース（屋内）で過ごすことができる「ペットの**同行・同伴**避難」の在り方について、獣医師会などとともに検討・検証をすすめています。



(6) ペットの同行・同伴避難について（つづき）

1. 受入条件など

- (1) 飼い主が、自宅で生活することが困難になった場合に受け入れる。
- (2) 受け入れ動物は、小動物（犬、猫、ことり等）のみとする。
- (3) ペットの飼育に必要な物資は、**飼い主が用意**すること。
※ペットフード、ケージ、トイレ、用品類、常備薬
糞を処理する匂いものの少ないポリ袋 など
- (4) 受入場所は、原則として、一般の避難者スペースと分離した場所とする。
- (5) 発災当初は、全避難所で受け入れるものとし、その後、順次受入避難所を集約していくものとする。
- (6) 障害などを持つ方の**身体障がい者補助犬**（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、必要とされる要配慮者の部屋への**入室を認める**。



2. 受入場所（例）風雨を避けられる場所

- ・動物飼育小屋
- ・昇降口などのひさしの下や渡り廊下
- ・サッカーゴールなどの運動器具や遊具を、シートで覆い風雨を避ける。
- ・「防災倉庫（資機材倉庫）」内の資機材を搬出し、飼育スペースを確保
- ・「校庭開放」などの遊具置き場や管理小屋
- ・他の避難者に影響を及ぼさないスペース など



ポイント

- ◆**屋内での飼育**については、ペットの鳴き声やにおい、ペットの頭数や避難者への影響などを考慮し、屋内で飼育が可能な場所を検討します。
- ◇避難スペースの体育館や校舎と離れている、独立した校舎などの活用も検討します。
- ◇飼育場所の選定にあたっては、避難所運営本部員が施設管理者（学校長）、区職員とともに検討します。

(7) 避難所生活が長期化する場合（災害関連死予防）

【重要】災害関連死を防ぐには、こまめな水分補給や身体を動かすことなどの「からだのケア」とともに、「こころのケア」についても配慮が必要です。

また、トイレを清潔に保つなどの、生活環境を整えることも重要です。

1. 【からだのケア】

(1) 適切な水分補給

→トイレを我慢するために、水分補給を控えると血液が濃くなり、エコノミー症候群のリスクが高まります。

→水分が不足すると、脱水症状を引き起こし「誤えん性肺炎」「脳梗塞」「心筋梗塞」などの恐れが高まります。

(2) からだを動かす

→長時間同じ姿勢でいると血流が悪くなり、体調不良を引き起こすことにつながります。少しでもからだを動かすことや軽い運動を心掛けます。



2. 【こころのケア】

災害発生時には、自覚の有無とは別に強い精神的ストレスにさらされます。

一人で頑張りすぎず周囲の人や区職員などにご相談ください。

ポイント

避難所生活では、トイレが遠いことや汚いなどの理由で、水分を十分にとらないことが、災害関連死の増加につながっているとの報告もあります。

震災後は、突然の環境変化により、老若男女を問わず、大きな精神的ストレスを抱えます。

まずは、周りの人の様子に気をくばり、声かけをお願いします。

避難所の区職員や、巡回する医師・保健師・理学療法士などにご相談ください。

あきらかに具合が悪い場合は、速やかに救急車を要請してください。

※電話が使えない場合には、無線で地域本部へ要請します。



(7) 避難所生活が長期化する場合（災害関連死予防）



3. 【避難所の生活環境を整える】

(1) トイレを清潔に保つ

- 避難者が協力しトイレを清潔に保ちます。
- トイレ清掃は女性がすべきなど、性別による固定はしないこと。
- 解決できない場合は区へ報告

(2) 生活に必要な物資の確認や支援要請

- 避難所に備蓄している物資を有効にご活用ください。
- 食料や生活物資が不足する場合については、地域本部（区民活動センター）を經由し、区災害対策本部へ要請します。
- 区は、必要に応じ都や国、協定団体などと連携し、食料や生活物資を避難所へ届けます。



ポイント



「トイレや避難所内の清掃」は、避難者の皆さんにご協力いただくことが基本となります。また、清掃や炊出しは女性の仕事などと固定せず、等しく分担します。

「食料や生活物資が不足している。」、避難者が多く「避難所に収容しきれない」など、避難所内で解決が困難なことについては、避難所の状況を地域本部（区民活動センター）へお伝えください。区の災害対策本部が対応します。

(8) 避難所の開設期間について

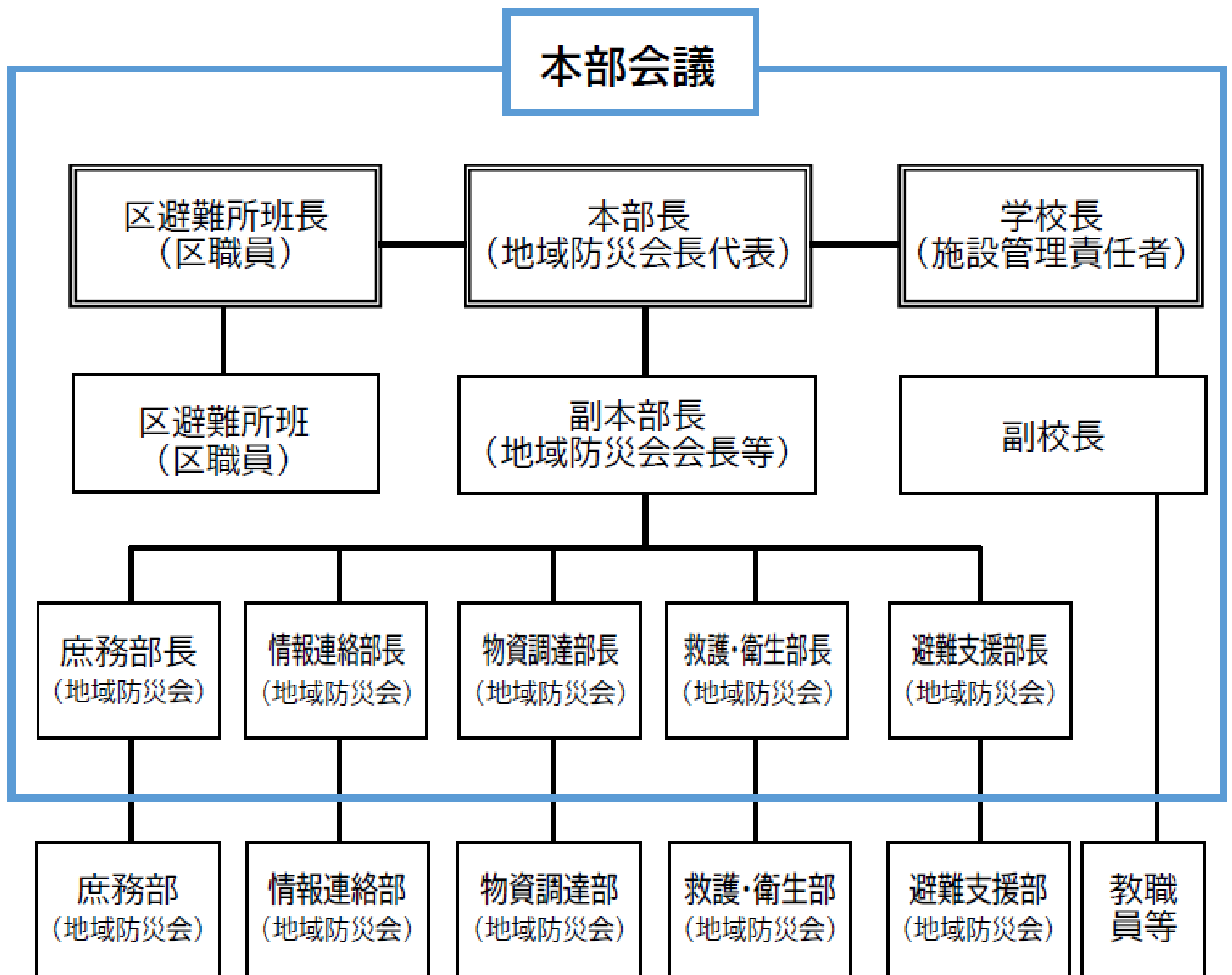
避難所の開設期間は、下記のとおり定めています。

○ 原則として、災害発生から7日以内とする。

◆7日ごとに、避難スペースの縮小や、近隣避難所との統合などを検討します。

○ 避難者の人数や状況、教育活動の再開などを考慮し、開設期間の延長や施設利用を、検討していくものとしています。

2. 避難所運営組織図（例）



※各部員は、地域防災会員、日赤分団員、民生児童委員、住民等により構成されます。

※各避難所では、地域防災会などから委員を選出いただいています。

ポイント

避難所活動の役割分担について

- ☐ 炊出しやトイレ清掃は女性の仕事など、性別による固定をしないこと。
- ☐ 様々な立場の方の意見を尊重すること。
- ☐ 少数意見にも配慮すること。
- ☐ 思いやりのある、避難所運営をお願いします。

3. 避難所運営 各部の主な役割

下記の役割以外にも、多様な対応が求められることも想定されます。
状況に応じ柔軟な対応をお願いいたします。

組織	役割
本部会議	○避難所の開設・閉鎖 ○避難所運営管理の総合調整
庶務部	○地域本部、各部、学校との連絡調整 ○避難者の受付 ○避難者名簿の作成・管理 ○避難場所の割振 ○避難者、帰宅困難者の部屋への誘導 ○動物飼育場所管理 ○避難所の防火・防犯・整備 ○要配慮者*の保護、各部屋の巡回 ※ 要配慮者：負傷者、病人、高齢者、障害者、妊婦、外国人等
情報連絡部	○地域本部との無線連絡 ○特設公衆電話の設置・運営 ○避難者と地域への生活情報等の提供
物資調達部	○備蓄倉庫の管理 ○炊き出しの実施と配給 ○食糧・水・生活物資等の調達・受け入れ・分配 ○浄水機、発電機、投光機等避難所資機材の運用と管理
救護・衛生部	○負傷者の応急手当、病人の看護 ○避難者のケア ○医療機関との連絡 ○仮設トイレの設置管理 ○避難所施設の衛生管理（清掃、し尿等処理） ○救護所の運営
避難支援部	○安否確認情報の収集・名簿との照合 ○区避難支援班との連絡・調整 ○安否不明者への安否確認・避難支援活動

ポイント

避難所は、皆で助け合い運営します。

- ・運営役員以外の方にも、積極的にお手伝いをいただきます。
- ・在宅避難や一時避難の方にも、お手伝いいただきます。
- ・避難者多数による**受入困難**や**物資の不足**など、避難所の中で解決できないことは、地域本部(区民活動センター)を通じ、**区**災害対策本部(区役所)に**要請**します。

4. 避難所運営本部の組織

- ☐ 避難所を効率よく運営するために、運営本部を組織化します。
- ☐ 基本的には、平時の「避難所運営会議」で選出された委員により組織する。
- ☐ 状況に応じ、避難者や在宅避難者の中からも役員や支援者を募集する。
- ☐ 各部長をサポートする、副部長についても選出する。

(1) 避難所運営組織

- ☐ 避難所運営会議で定める「避難所運営組織名簿」を基本とします。

役職	氏名
本部長	
副本部長	
副本部長	
庶務部長	
情報連絡部長	
物資調達部長	
救護・衛生部長	
避難支援部長	
施設管理者	
区職員(避難所班長)	
区職員(避難所副班長)	